一　道路の種類　一般国道
二　路線名　五号
三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
札幌市中央区北二条東一丁目二番五から同市中央区北一条東一丁目二番五まで	前	五〇・八〇～五六・八〇メートル	〇・二三七キロメートル
	後	二五・二六～五六・八〇メートル	〇・二三七キロメートル

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　十二号
三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
札幌市中央区北一条西一丁目一番一から同市中央区北一条東一丁目二番五まで	前	四一・八〇メートル	〇・〇五七キロメートル
	後	二五・〇〇～三六・三一メートル	〇・〇五七キロメートル

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　二百三十号
三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道虻田郡喜茂別町字川上国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一八二林班と小班地内	前	三四・五〇～三八・九〇メートル	〇・〇六八キロメートル
	後	五〇・〇〇～五二・七〇メートル	〇・〇〇六八キロメートル
北海道虻田郡喜茂別町字川上国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一八七林班ほ小班から同町字川上国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一八九林班と小班まで	前	二一・六〇～一七・〇三メートル	〇・三四二キロメートル
	後	五六・〇〇～五八・〇〇メートル	〇・三四二キロメートル
北海道虻田郡喜茂別町字川上七八番三から同町字福島四五番一まで	前	五〇・五〇～六一・五〇メートル	〇・一四八キロメートル
	後	一五六・〇〇～一六一・〇〇メートル	〇・一四八キロメートル

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　二百三十二号及び二百三十九号
三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道留萌郡小平町字小平町四七五番一から同町字小平町五二二番一まで	前	三一・一一〇～一〇三・三六メートル	〇・一一一一キロメートル
	後	四一・五〇～一〇六・六四メートル	〇・一一一一キロメートル

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　二百三十七号
三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道空知郡南富良野町字金山一四三一一番から同町字金山五〇九番一まで	前	二五・〇〇～四八・〇七メートル	〇・一三一三キロメートル
	後	二四・九五～三一・九九メートル	〇・一三一三キロメートル

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号	札幌市中央区北二条東一丁目二番五地内	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二百二十八号	北海道檜山郡上ノ国町字汐吹二三三番一から同町字汐吹二三四番九まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
二百二十九号及び二百七十六号	北海道岩内郡岩内町字敷島内七八番一から同町字敷島内一二一番三まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
〃	北海道二海郡八雲町熊石西浜町一一五番一から同町熊石西浜町四六八番一地先まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
二百三十号	北海道虻田郡喜茂別町字川上国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一八一林班れ小班から同町字川上国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一七九林班ほ小班まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
〃	北海道虻田郡喜茂別町字川上国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一七九林班ほ小班から同町字川上国有林後志森林管理署一七九林班る小班まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	北海道虻田郡喜茂別町字川上国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一六七林班か小班から同町字川上国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一八一林班よ小班まで	〃
〃	北海道虻田郡喜茂別町字川上三三九番一から同町字川上国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一六六林班ほ小班まで	〃
〃	北海道虻田郡喜茂別町字川上七八番三から同町字福島四一五番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十三年三月三十一日

官庁報告

官庁事項

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年３月31日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

１　監督命令をした年月日　平成23年３月10日

２　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　九州住宅保証株式会社　福岡県福岡市中央区薬院１丁目13番８号　代表取締役　吉田　博希

３　監督命令の内容　指定確認検査機関が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、法令遵守を社内に徹底するための業務改善計画書を平成23年４月11日までに提出すること。また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

４　監督命令の原因となった事実　指定確認検査機関である九州住宅保証株式会社の確認検査員が建築物の確認審査を行った際、法第48条第３項に適合しない建築計画を看過し、確認済証を交付した。その結果、特定行政庁から法第６条の２第11項の規定による「適合しないと認める旨の通知」を受け、確認済証の効力が失効した。